また、本件事業の事業計画は、平成２年９月11日に都市計画決定された都市計画と、中央帯の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、大野目交差点は現道の直進交通が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、山形市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県山形市役所

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大明神沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十二年国土交通省告示第二百十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県山梨市牧丘町成沢

字堰口　二四四八番一　一号

一六〇二番　六号

字寄合田　一六四〇番　二号

一六六五番　三号

字太平当　二〇五六番七　四号

二〇五六番一　五号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大久保沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（平成十六年国土交通省告示第千六百二十二号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県甲州市

塩山藤木

字大久保　二六三番四

二六四番二

二六五番二及び二六五番三

二六七番二

二六八番二

二六九番三

塩山小屋敷

字己ノ起　一七七二番二

一七七三番三

一七八五番三

二二五五番二

二三一三番六二

二三一三番三五から二三一三番三五八まで

二三二〇番一

二三二〇番三

二四一五番二

二四一六番二

二四一七番二

二四一八番二

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐川西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号から十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県笛吹市境川町

前間田

字浅切　一六七六番三　一号及び二号

一六七一番三　三号

一六七二番　四号及び五号

一六六九番一　九号から十三号まで

小黒坂

字手古松　二二六八番二　六号

二二六八番二九　七号及び八号

○国土交通省告示第二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉洞谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県下呂市小坂町大垣内

字倉洞　一九〇九番一　一号

一九二〇番　二号

一九一八番　三号

一九二二番　四号及び五号

字上垣内　一一二五番　六号

一一二八番　七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入道洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県関市西神野

字鮎取　八九番二　一号

字入道洞　八八番一　二号から四号まで

八三番二　五号

八〇番一　六号

七八番一　七号

七八番二　八号

字抜釜　五九番二　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七郎谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県飛騨市古川町中野

字錠場平　一二番一二　一号

字廻り洞　一三番一　二号

字床滑　五八番二　三号

字大洞平　九二番一　四号

九四番一　五号

九九番一　六号

○国土交通省告示第二百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山室2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市山室町

字六條谷　六八九番一　一号

字権現後　七三九番　二号

字船戸谷　七四六番　三号

六七九番　四号

六七六番　五号及び六号

六七五番　七号

字西石ヶ谷　六七〇番　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ひの谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市飯高町富永

字樋ノ谷　九四一番　一号及び八号

九四一番一　二号及び七号

九四〇番　四号から六号まで

字檜垣内　九四五番　三号